

三田市立保育所条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>第1条～第4条 省略 <u>(入所費用)</u> 第5条 法第56条に規定する費用の負担及び徴収については、市長が別にこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p> | <p>第1条～第4条 省略 <u>(保育料)</u> 第5条 保育料は、88,400円を限度として、保育所に在所する者に係る支給認定保護者(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。)の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p> |